



相模原市土木工事共通特記仕様書

相 模 原 市

【更新履歴】

更 新 日	項 目
平成 25 年 4 月 1 日	・相模原市土木工事共通特記仕様書を制定しました。
平成 25 年 4 月 22 日	・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書を追加しました。
平成 25 年 7 月 1 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、再生プラント工場を 1 社追加しました（全 10 社）。
平成 26 年 4 月 1 日	・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、改質Ⅱ型を追加しました。 ・舗装版切断時に発生する濁水の処理（試行）に関する共通特記仕様書を追加しました。
平成 26 年 10 月 1 日	・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。
平成 27 年 4 月 1 日	・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・再生砂（RC-10）の使用に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・舗装版切断時に発生する濁水の処理（試行）に関する共通特記仕様書について、内容の修正をしました。 ・施工体制台帳の作成等に関する共通特記仕様書を追加しました。
平成 27 年 4 月 2 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、内容を一部訂正しました。
平成 27 年 5 月 1 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、内容を一部改訂しました。
平成 28 年 4 月 1 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、認定工場の表を一部改訂しました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、再生粗粒度及び瀝青安定処理材を追加しました。 ・電子納品に関する共通特記仕様書について、内容を一部改訂しました。 ・舗装版切断時に発生する濁水処理（試行）に関する共通特記仕様書について、（試行）を削除しました。
平成 28 年 7 月 1 日	・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、道路標準構造図の年版を修正しました。 ・舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する共通特記仕様書について、内容を修正しました。
平成 28 年 8 月 1 日	・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、認定された工場の名称を一部改訂しました。
平成 29 年 4 月 1 日	・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。

更 新 日	項 目
平成 29 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・篠崎建材合資会社を篠崎建材株式会社に修正しました。
平成 30 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、基準類の時点修正をしました。 ・建設リサイクル法に関する共通特記仕様書について、提出先部署名を修正しました。 ・建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書について、内容を修正しました。 ・電子納品に関する共通特記仕様書について、時点修正をしました。
平成 30 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書について、認定工場の表を一部改訂しました。
平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書、再生砂（RC-10）の使用に関する共通特記仕様書について、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」の改定内容に併せて変更しました。 ・建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書について、COBRISの導入に伴い、時点修正しました。
令和元年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、下水道標準図の年版を修正しました。 ・スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書について、JIS 法改正に伴う修正をしました。 ・各特記仕様書の様式に記載された平成元号表記を削除しました。
令和 2 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について、下水道標準図の年版を修正しました。 ・設計変更に関する共通特記仕様書について、契約約款の改訂に伴い、条ずれを修正しました。
令和 3 年 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者等からの届出等について、押印等を廃止しました。 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書 残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記証書 改良土の使用に関する共通特記仕様書 建設リサイクル法に関する共通特記仕様書 電子納品に関する共通特記仕様書 押印廃止に関する共通特記仕様書
令和 3 年 1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書の様式を一部修正しました。
令和 4 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書（UCR）を追加しました。
令和 6 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種特記仕様書を共通特記仕様書としました。 ・土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領について修正しました。 ・公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書（UCR）の受入地を追加しました。

更 新 日	項 目
令和6年7月1日	週休2日工事に関する共通特記仕様書を修正しました。

目 次

土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領.....	1
1. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書.....	3
2. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書(UCR相模原市相模原)	11
3. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書(UCR愛川町半原)	13
4. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書(UCR厚木市下荻野).....	15
5. 残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書.....	17
6. 改良土の使用に関する共通特記仕様書	25
7. 再生砂(RC-10)の使用に関する共通特記仕様書	32
8. 建設リサイクル法に関する共通特記仕様書	33
9. 建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書	42
10. スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書.....	43
11. 照査結果報告に関する共通特記仕様書	45
12. 現場代理人等の氏名等の取扱いに関する共通特記仕様書.....	47
13. 設計変更に関する共通特記仕様書	48
14. 施工計画書の取扱いに関する共通特記仕様書.....	49
15. 電子納品に関する共通特記仕様書	50
16. 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する共通特記仕様書	51
17. 施工体制台帳等の作成に関する共通特記仕様書	53

18. 押印廃止に関する共通特記仕様書	54
19. 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する共通特記仕様書	55
20. 遠隔臨場に関する共通特記仕様書(発注者指定)	57
21. 遠隔臨場に関する共通特記仕様書(受注者希望)	60
22. 相模原市工事情報共有システム共通特記仕様書	64
23. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【発注者指定方式】[補正あり]	65
24. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【発注者指定方式】[補正なし]	72
25. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【受注者希望方式】[補正あり]	77
26. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【受注者希望方式】[補正なし]	85
27. 相模原市現場環境改善実施に関する共通特記仕様書	91
28. 土木工事完成図書の簡素化に関する共通特記仕様書	94
29. 局地的大雨に対する安全対策共通特記仕様書	95
30. 管布設における規格値に係る共通特記仕様書	96

土木工事共通特記仕様書に関する事務取扱要領

(適用)

第1条 相模原市が発注する土木工事においては、次に示す基準類のほか、本土木工事共通特記仕様書（以下「本仕様書」という。）による。

- (1) 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）（平成25年4月）
- (2) 土木工事施工管理基準（平成26年4月）
- (3) 土木工事写真管理基準（平成26年4月）
- (4) 道路設計マニュアル（平成28年4月）
- (5) 道路標準構造図（令和6年4月）
- (6) 下水道設計指針（令和5年4月）
- (7) 下水道標準図（令和2年4月）

2 前項に掲げるものに定めのない事項については、各工事で定める追加特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。

(優先順位)

第2条 共通仕様書、本仕様書及び特記仕様書の記載内容の優先については、特記仕様書、本仕様書、共通仕様書の順とする。

(適用除外)

第3条 次に掲げる事項に該当する本仕様書は、適用しないものとする。

- (1) 「1. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書」から「18. 押印廃止に関する共通特記仕様書」のうち、適用する条件に該当しないもの
- (2) 「19. 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する共通特記仕様書」から「30. 管布設における規格値に係る共通特記仕様書」のうち、現場説明書で指定のないもの

(読み替え)

第4条 共通仕様書で定義されている特記仕様書（第I編共通編、第1章総則1-1-2用語の定義）は、「土木工事共通特記仕様書及び追加特記仕様書」と読み替えるものとする。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から適用する。

1. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土（以下「公共建設発生土」という。）の処分に際し、指定処分と明示された工事に適用する。

(受入地)

第2条 受注者は、本工事の現場から発生する公共建設発生土を現場説明書等に明示された受入地に搬入するものとする。

(申込書等の提出)

第3条 受注者は、指定された受入地に公共建設発生土を搬入する前に「土砂搬入（変更）申込書（第1号様式）」を監督員に提出し、承認を受けた際に交付される「土砂搬入（変更）承認書（第2号様式）」の提出により受入地から搬入整理券（チケット）を購入しなければならない。なお、承認を受けた土量等に変更（増減）が生じた場合も同様とする。

(完了報告書の提出)

第4条 受注者は、指定された受入地への公共建設発生土の搬入が完了した場合は、受入地から発行される「土砂搬入（変更）完了報告書（第3号様式）」を監督員に提出しなければならない。

(土質の確認)

第5条 受注者は、受入地に搬入する公共建設発生土の状態を確認、把握し、コーン指数が土質区分基準に定める第3種建設発生土の値に満たないもの、産業廃棄物に属するもの及び単位体積重量が著しく異なるものは、受入地での受入は出来ないことから、監督員と協議し解決を図るものとする。

(建設発生土の情報提供)

第6条 受注者は、本工事の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ（神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日）」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口へ郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

(処理計画の届出)

第7条 受注者は、本工事の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。

(搬入整理券の購入)

第8条 受注者は、搬入整理券（チケット）の購入にあたっては、受入地が発券に要する期間を見込むとともに工事の進捗に支障をきたさないように計画的に購入しなければならない。

(受入の基準)

第9条 受注者は、公共建設発生土の処分にあたっては、本仕様書によるもののほか、指定された受入地の受け入れ基準によらなければならない。

附 則

本仕様書は、平成25年4月22日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

第1号様式（市提出用）

① 受注者 → 監督員

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所

申 込 者 法 人 名

代 表 者

現 場 代 理 人 氏 名

T E L

F A X

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発 注 機 関	所 属 名			局	部	課		
工 事 名	年 度							
工 事 箇 所	相 模 原 市					区	地 内	
契 約 工 期	年 月 日	~	年 月 日	[変 更]	年 月 日	~	年 月 日	
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり		通	
土 量 (地 山)	設計土量	m^3	変更後設計土量	m^3	申込済土量	m^3	今回申込土量	m^3
指定受入地名	受入地 []				年度単価適用			円

上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。

所 属 課

確認者 氏 名

Ⓜ

監督員 氏 名

Ⓜ

内 線

※確認者とは担当課連絡員です。

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認 決 裁	課 長	担 当 課 長		確 認 者	担 当	備 考

第2号様式

② 監督員 → 受注者 → 受入地

土砂搬入（変更）承認書

年 月 日

(指定受入地)

殿

住 所

申 込 者 法 人 名

代 表 者

現 場 代 理 人 氏 名

T E L

F A X

発 注 機 関	所 属 名 局 部 課				
工 事 名	年 度				
工 事 箇 所	相 模 原 市 区				地 内
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日 [変更] 年 月 日 ~ 年 月 日				
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土 量 (地 山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³	今回申込土量 m ³	
指 定 受 入 地 名	受入地 []		年度単価適用 円		

年 月 日

上記のとおり土砂搬入を承認します。

相模原市長

受入地記載欄	申込土量 (地山) m ³		搬入車両 (1台当積載量)	2 t 車 (m ³)	4 t 車 (m ³)	1 0 t 車 (m ³)	合計請求金額 (消費税込) 円
			搬入台数	台	台	台	
	一台当りの単価 (消費税込み)			円	円	円	円
	分割購入 予 定	①	年 月 日	台	台	台	円
		②	年 月 日	台	台	台	円
		③	年 月 日	台	台	台	円
合計精算予定		年 月 日	台	台	台	円	

第3号様式（市提出用）

③ 受入地 → 受注者 → 監督員

土砂搬入（変更）完了報告書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所
申 込 者 法人名
代表者
現場代理人 氏 名
TEL
FAX

発 注 機 関	所 属 名			局	部	課
工 事 名	年 度					
工 事 箇 所	相 模 原 市 区					地 内
契 約 工 期	年 月 日 ~		年 月 日 [変更]		年 月 日 ~ 年 月 日	
土 質	1. 砂・礫等 2. 土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土 量 (地 山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³	今回申込土量 m ³		
指 定 受 入 地 名	受入地 []			年度単価適用 円		

完 了 内 容	搬入開始日 年 月 日	搬入車両 (1台当積載量)	2 t車 (m ³)	4 t車 (m ³)	10 t車 (m ³)	合 計
	搬入終了日 年 月 日	搬入台数	台	台	台	台
	搬入土量 (地山換算)		m ³	m ³	m ³	m ³

上記のとおり搬入の完了を確認しました。

年 月 日

(指定受入地) 住 所

法人名

代表者

(第6条関係)

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

会 社 名

現場代理人名

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 請 負 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	年 月 日 ～ 年 月 日
建設発生土の土質、土量	土質： 搬出量：

【参考】

第1号様式（市提出用）

① 受注者 → 監督員

記入例（変更の場合）

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所

申 込 者 法 人 名

代 表 者

現 場 代 理 人 氏 名

T E L

F A X

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。複数回変更する場合は、前回変更後設計土量を設計土量とする。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発 注 機 関	所属名			局	部	課
工 事 名	年度					
工 事 箇 所	相模原市				区	地内
契 約 工 期	年 月 日～		年 月 日 [変更]		年 月 日～ 年 月 日	
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土 量 (地 山)	設計土量 1,000 m ³	変更後設計土量 1,200 m ³	申込済土量 1,000 m ³	今回申込土量 200 m ³		
指 定 受 入 地 名	受入地 []			年度単価適用 円		

上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。

所 属 課

確 認 者 氏 名

Ⓜ

監 督 員 氏 名

Ⓜ

内 線

※確認者とは担当課連絡員です。

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認 決 裁	課 長	担 当 課 長		確 認 者	担 当	備 考

【参考】

第1号様式（市提出用）

① 受注者 → 監督員

記入例（分割購入の場合）

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相模原市長 宛

住所

申込者 法人名

代表者

現場代理人 氏名

TEL

FAX

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。2回目以降は、申込済土量を合計し記入する。分割しながら変更の場合は、今回申込土量により最終調整する。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発注機関	所属名			局	部	課
工事名	年度					
工事箇所	相模原市 区				地内	
契約工期	年 月 日～		年 月 日 [変更]		年 月 日～ 年 月 日	
土質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等			土質検査表	該当なし 該当あり 通	
土量 (地山)	設計土量 1,000 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 600 m ³	今回申込土量 400 m ³		
指定受入地名	受入地 []			年度単価適用 円		
<p>上記については、設計内容と相違ないことを確認した。</p> <p>所属 課</p> <p>確認者 氏名 ⑩ 監督員 氏名 ⑩</p> <p>内線</p> <p>※確認者とは担当課連絡員です。</p>						

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認 決裁	課長	担当課長		確認者	担当	備考

2. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書（UCR相模原市相模原）

（適用）

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土(以下「公共建設発生土」という。)の処分に際し、受入地を株式会社建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)における建設発生土受入地の相模原市相模原とする工事に適用する。

（搬出手続き）

第2条 受注者は、搬出に関する手続きを、次のとおり行うものとする。

- (1) 手続きは、「受入地利用案内」に従い行うこと。
- (2) 「受入地利用案内」は、UCRのホームページからダウンロードすること。
- (3) 契約後、速やかにUCRへ連絡すること。

（連絡先：首都圏課(代表) 電話 03-6205-8347）

（実施）

第3条 受注者は、搬出にあたり次の事項に留意するものとする。

- (1) 受入地への通行に際し、以下の指定する経路を通行すること。

（指定する経路）

箕輪交差点（神奈川県愛甲郡愛川町角田270-1地先）から県道65号厚木愛川津久井線を愛川町方面に進み、該当丁字路交差点(神奈川県愛甲郡愛川町三増1967地先)を右折し、受入地(相模原市緑区葉山島1007)へ進む。

- (2) 前号に定める指定する経路のうち、以下の区間について大型車両通行許可を取得すること。

（大型車両通行許可を取得する区間）

相模原市緑区葉山島1007～1010

- (3) 受入地に入場する際には、「受入地通行証」を車両の前面に掲示すること。
- (4) 受入地における1日あたりの搬入台数を事前にUCRと調整すること。

（建設発生土の情報提供）

第4条 受注者は、本工場の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ（神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日）」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口へ郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

（処理計画の届出）

第5条 受注者は、本工場の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。

（受入の基準）

第6条 受注者は、公共建設発生土の処分にあたっては、「受入地利用案内」に定める基準によること。

(搬入計画)

第7条 受注者は、搬出に際し、土砂搬入計画表を作成し、UCRに提出すること。

2 作成にあたっては、地質(土壌)分析などの期間を考慮すること。

附 則

本仕様書は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

3. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書（UCR愛川町半原）

（適用）

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土(以下「公共建設発生土」という。)の処分に際し、受入地を株式会社建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)における建設発生土受入地の愛川町半原とする工事に適用する。

（搬出手続き）

第2条 受注者は、搬出に関する手続きを、次のとおり行うものとする。

- (1) 手続きは、「受入地利用案内」に従い行うこと。
- (2) 「受入地利用案内」は、UCRのホームページからダウンロードすること。
- (3) 契約後、速やかにUCRへ連絡すること。

（連絡先：首都圏課(代表) 電話 03-6205-8347）

（実施）

第3条 受注者は、搬出にあたり次の事項に留意するものとする。

- (1) 受入地への通行に際し、以下の指定する経路を通行すること。

（指定する経路）

国道412号線より、該当丁字路交差点(神奈川県愛甲郡愛川町半原4735番地先)より町道へ進入し、受入地(神奈川県愛甲郡愛川町半原4756番地2)へ進む。

- (2) 受入地に入場する際には、「受入地通行証」を車両の前面に掲示すること。
- (3) 受入地における1日あたりの搬入台数を事前にUCRと調整すること。

（建設発生土の情報提供）

第4条 受注者は、本工場の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ(神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日)」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口(〒253-0292 神奈川県愛川町半原4756番地2)に郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

（処理計画の届出）

第5条 受注者は、本工場の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。

（受入の基準）

第6条 受注者は、公共建設発生土の処分にあたっては、「受入地利用案内」に定める基準によること。

（搬入計画）

第7条 受注者は、搬出に際し、土砂搬入計画表を作成し、UCRに提出すること。

- 2 作成にあたっては、地質(土壌)分析などの期間を考慮すること。

附 則
本仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

4. 公共建設発生土処分の指定処分に関する共通特記仕様書（UCR厚木市下荻野）

（適用）

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土(以下「公共建設発生土」という。)の処分に際し、受入地を株式会社建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)における建設発生土受入地の厚木市下荻野とする工事に適用する。

（搬出手続き）

第2条 受注者は、搬出に関する手続きを、次のとおり行うものとする。

- (1) 手続きは、「受入地利用案内」に従い行うこと。
- (2) 「受入地利用案内」は、UCRのホームページからダウンロードすること。
- (3) 契約後、速やかにUCRへ連絡すること。

（連絡先：首都圏課(代表) 電話 03-6205-8347）

（実施）

第3条 受注者は、搬出にあたり次の事項に留意するものとする。

- (1) 受入地への通行に際し、以下の指定する経路を通行すること。

（指定する経路）

国道412号線より、石神交差点(神奈川県厚木市下荻野1644-1地先)より市道へ進入し、受入地(神奈川県厚木市下荻野宮之浦1920)へ進む。

- (2) 受入地に入場する際には、「受入地通行証」を車両の前面に掲示すること。
- (3) 受入地における1日あたりの搬入台数を事前にUCRと調整すること。

（建設発生土の情報提供）

第4条 受注者は、本工場の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ(神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日)」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口へ郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

（処理計画の届出）

第5条 受注者は、本工場の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。

（受入の基準）

第6条 受注者は、公共建設発生土の処分に当たっては、「受入地利用案内」に定める基準によること。

（搬入計画）

第7条 受注者は、搬出に際し、土砂搬入計画表を作成し、UCRに提出すること。

- 2 作成にあたっては、地質(土壌)分析などの期間を考慮すること。

附 則
本仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

5. 残材の処理及び再生材の利用に関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 相模原市が発注する公共工事によって生じる残材の処理及び再生材の利用に関し必要な事項を定めることにより、不法投棄の防止並びに省資源化を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 残材 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に定めるコンクリートの破片その他これに類する物をいい、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他の路盤廃材（土を含まないもの）を含む。
- (2) 再生材 残材を再利用する目的をもって、加工生産した建設資材をいう。
- (3) 認定工場 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」の規定により認定を受けた工場をいう。
- (4) 様式1 相模原市工事残材搬入連絡票をいう。
- (5) 様式2 相模原市残材搬入完了報告書をいう。
- (6) 様式3 相模原市再生材使用連絡票をいう。
- (7) 様式4 相模原市再生材使用量報告書をいう。

(認定工場)

第3条 残材の処理及び再生プラント工場として認定された工場は別表のとおりとする。

(残材の搬入手続等)

第4条 監督員は、受注者に「様式1」の提出及び搬入数量等の指示を行うものとする。

- 2 受注者は、請け負った工事から残材が発生する場合には、すみやかに「様式1」を監督員に提出し、次項の規定による承認を受けた後、認定工場に提出する。
- 3 監督員は、前項の規定により提出された「様式1」に記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 4 受注者は、残材を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより責任をもって認定工場に搬入しなければならない。
- 5 受注者は、当該工事が発生した残材の搬入を完了したときは、速やかに「様式2」に必要事項を記載し、認定工場の証明を受け、監督員に報告する。
- 6 認定工場は、搬入される残材を適切な方法をもって正確に検収するとともに、適正な保管、処理を行わなければならない。

(再生材の使用等)

第5条 再生材の使用にあたっては、認定工場の製品を使用するよう努めなければならない。

- 2 監督員は、再生材を使用する場合にあたり、あらかじめ認定工場と使用予定数量等に

ついて連絡を取るとともに、「様式3」の提出を受注者に指示する。

- 3 受注者は、再生材を使用する場合には、監督員の指示に基づき「様式3」に必要事項を記載し、次項の規定による承認を受けた後、認定工場に提出する。
- 4 監督員は、記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 5 受注者は、工事が完了したときは、当該工事に使用した再生材の使用数量等について「様式4」に必要事項を記載し、認定工場の証明を受け、監督員に報告する。

(品質の確認)

第6条 受注者は、再生材の使用に先立ち、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に定める試験の成績書を製造者から入手し、品質の適合を確認しなければならない。ただし、認定工場の場合は、省略することができる。なお、これにより難しい場合は、再生砂(RC-10)については、別紙「再生砂(RC-10)の使用に関する共通特記仕様書」によるものとする。

(補則)

第7条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

本要領は、昭和63年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成18年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月2日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年5月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成29年11月29日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

別表（第3条関係）

【認定工場】

No	会社名 工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社 大和合材工場	大和市中下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどろ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式1)

相模原市工事残材搬入連絡票

発生残材名	搬入予定数量 (m3)	搬入期間	
		始期	終期
アスファルト		・	・
コンクリート		・	・
路盤廃材		・	・
計			
(搬入先) 残材処理業者名	TEL ()		
(搬入者) 受注者	TEL ()		
工事名称			
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	年 月 日 監督員氏名 印		

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬入する認定工場に各1部提出すること。
- 2 搬入する残材は、概ね50cm以下の大きさで、土を含まないものとする。

【認定工場】

No.	会社名 工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式2)

相模原市残材搬入完了報告書

相模原市 (担当課)

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者

1 工 事 名 称

2 工 期 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記の工事において搬入した残材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

発 生 残 材 名	搬 入 数 量 (m 3)	搬 入 期 間	
		始 期	終 期
アスファルト		・ ・	・ ・
コンクリート		・ ・	・ ・
路 盤 廃 材		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬入されたことを証明する。

年 月 日

証 明 者 住 所

(認定工場) 名 称

代表者 _____ ㊟

(様式3)

相模原市再生材使用連絡票

再生材品目	使用予定数量 (m3)	搬出期間	
		始期	終期
再生砕石(RC-40)		・	・
再生砕石砂(RC-10)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・	・
再生割栗(150～50)		・	・
計			
受注者		TEL ()	
認定工場		TEL ()	
工事名称			
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	年 月 日 監督員氏名 印		

1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬出する認定工場に各1部提出すること。

2 再生材を使用する際は、認定工場と事前に連絡を取ること。

【認定工場】

No.	会社名 工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式4)

相模原市再生材使用量報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者

1 工 事 名 称

2 工 期 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記の工事において使用した再生材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

再 生 材 品 目	使用数量 (m3)	搬 出 期 間	
		始 期	終 期
再生碎石(RC-40)		・ ・	・ ・
再生碎石砂(RC-10)		・ ・	・ ・
再生粒度調整碎石(RM-40)		・ ・	・ ・
再生粒度調整碎石(RM-30)		・ ・	・ ・
再生割栗(150~50)		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬出されたことを証明する。

年 月 日

証 明 者 住 所

(認定工場) 名 称

代表者 _____ ㊟

6. 改良土の使用に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市（以下「市」という。）が発注する改良土による埋戻しを行う工事に適用する。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 仕様書 改良土仕様書をいう。
- (2) 改良土 改良土仕様書に定める土をいう。
- (3) 原料土 改良土を作る目的をもって土質改良プラントへ搬入する建設発生土をいう。
- (4) プラント 市が指定する土質改良プラント工場をいう。
- (5) 様式1 相模原市改良土（原料土）搬入搬出連絡票をいう。
- (6) 様式2 相模原市改良土（原料土）搬入搬出数量確定書をいう。
- (7) 様式3 相模原市改良土使用報告書をいう。

(指定工場)

第3条 前条4号に規定するプラントは、別に定める仕様書に規定する事項を満足する能力を備えたものとして、別表のとおりとする。

(施工基準)

第4条 施工基準は、相模原市土木工事共通仕様書によるものとする。

(使用手続)

第5条 改良土の使用の手続きは、別図のとおりとする。

(使用上の注意)

第6条 受注者は、「様式1」により原料土の搬入及び改良土の搬出の予定をプラントへ連絡するものとする。

- 2 受注者は、原料土をプラントに搬入する際は、原則として搬入する原料土と同量の改良土を搬出するものとする。
- 3 原料土及び改良土の土量は、施工承認による数量に変更がない場合は、「様式2」に記載した設計土量の全数を使用したものとし、受注者は、購入したチケットに余剰が生じたときは、当該チケットをプラントに無償で返却するものとする。ただし、施工承認により改良土による埋戻しの土量が減じた場合において、受注者が施工承認土量分のチケットを先に購入しているときは、当該施工承認土量分のチケットをプラントが買い取るものとする。
- 4 受注者は、含水量が著しく多い土並びにA S塊、C O塊、ゴミ類及び金属が含まれている土を原料土としてプラントに搬入してはならない。
- 5 受注者は、改良土を資材置場等に仮置する場合は、降雨等により品質低下のないよう配慮しなければならない。

附 則

本事務取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

本事務取扱要領は、平成23年5月10日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成29年11月29日から適用する。

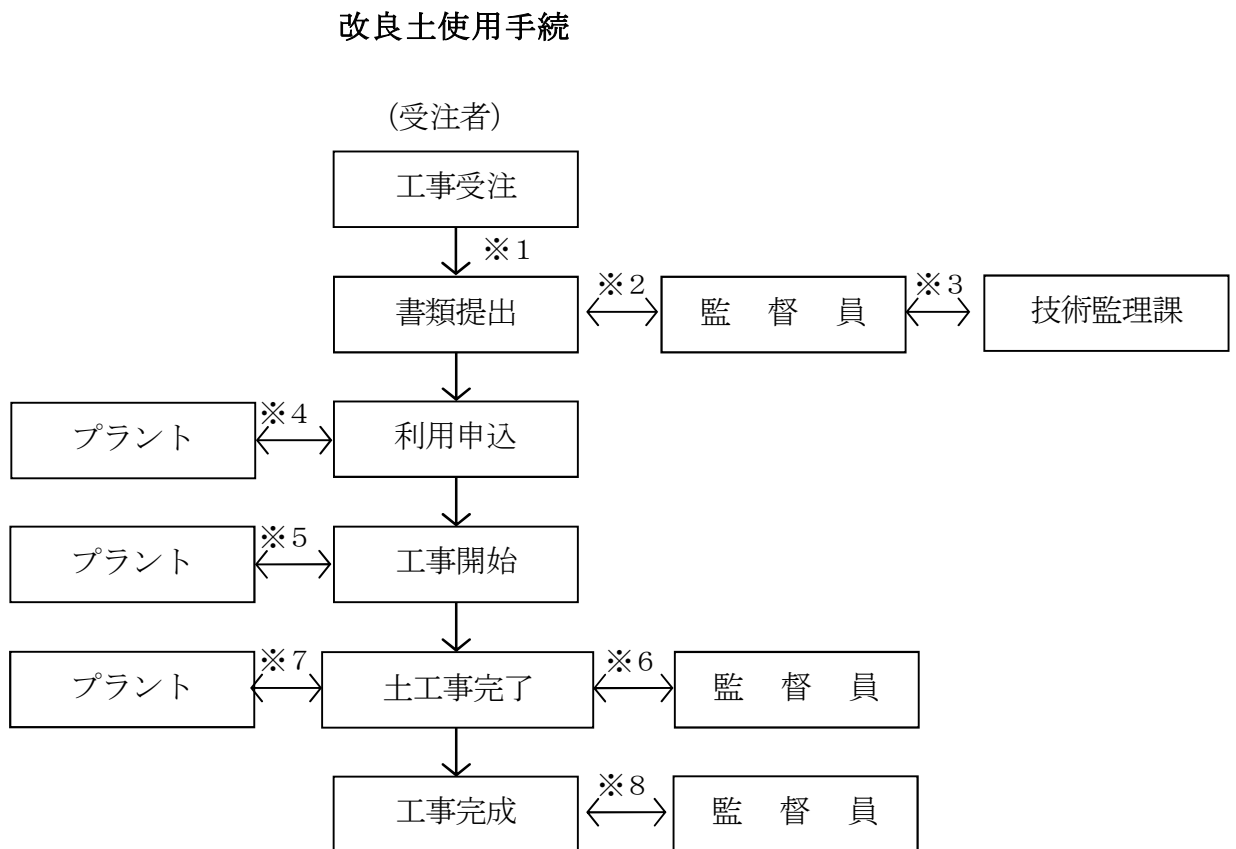
附 則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

別表（第3条関係）

指定工場		
土質改良プラント工場名	所在地	連絡先
篠崎建材株式会社	愛甲郡愛川町角田 1075 - 1	Tel : 046 - 285 - 0454 Fax : 046 - 286 - 9236

別図（第5条関係）



- ※1 受注者は、施工計画書に基づき「様式1」を作成する。
- ※2 受注者は、「様式1」を監督員に提出し、その承認印を受ける。
- ※3 監督員は、技術監理課で通し番号（以下「No.」という。）を確認する。
- ※4 受注者は、承認印の押印及び監督員が確認したNo.の記載された「様式1」をプラントへ提出し、チケットを購入する。
- ※5 受注者は、購入したチケットにより原料土の搬入及び改良土の搬出を行う。
- ※6 受注者は、土工事が完了した際は「様式2」を作成し、監督員の承認を受ける。
- ※7 受注者は、プラントにおいて、搬入搬出した土の総量と「様式2」の搬入搬出土量の確認を受け、「様式3」にプラントの証明を受ける。
- ※8 受注者は、工事完成時にプラントの証明を受けた「様式3」を監督員に提出する。

(様式1)

相模原市改良土（原料土）搬入搬出連絡票

No.	—	設計土量		(m ³)	
材 料 名	今回土量	搬 入 ・ 搬 出 期 間		適 用	
		開 始	終 了		
原 料 土	(m ³)	年 月 日	年 月 日		
改 良 土	(m ³)	年 月 日	年 月 日		
搬入済み原料土		(m ³)	搬入予定原料土		(m ³)
搬出済み改良土		(m ³)	搬出予定改良土		(m ³)
搬 入 者	受注者	TEL ()			
		現場代理人氏名			
		現場事務所等連絡先 TEL ()			
工 事 名 称					
工 期		年 月 日 ~		年 月 日	
担 当 課		監督員承認		年 月 日 印	

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認印を受ける。
- 2 承認印を受けたものを市工事担当課及びプラントにそれぞれ1部提出する。
- 3 土量は、地山土量で記入する。
- 4 プラントへは、次のような土は搬入してはならない。
 - 1) 含水量が著しく多い土
 - 2) AS塊、CO塊、ゴミ類及び金属が含まれている土
- 5 監督員は、本票の写しを技術監理課へ提出し、通し番号を確認すること。
- 6 今回土量、搬入搬出土量、搬入搬出予定土量の合計は設計土量になる。
- 7 設計土量に変更が生じた場合は、設計変更後の土量等を記入し、再度、受付印及び承認印を受けるものとする。その際、受付番号は変更前の番号を使用する。

(様式2)

相模原市改良土（原料土）搬入搬出数量確定書

No. ー			
材 料 名		設計土量 (A)	施工承認土量 (B)
原 料 土		(m ³)	(m ³)
改 良 土		(m ³)	
搬 入 者	受注者	 TEL () 現場代理人氏名 現場事務所等連絡先 TEL ()	
工 事 名 称			
工 期		年 月 日 ~	年 月 日
担 当 課		監督員承認	年 月 日 印

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認を受ける。
- 2 承認を受けたものを市工事担当課に提出するとともに、様式3とあわせてプラントに提出するものとする。
- 3 設計土量は、様式1の設計土量と同数とする。
- 4 土量は、地山土量で記入する。

(様式3)

相模原市改良土使用報告書

相 模 原 市 長 宛

受注者 住 所
名 称
代表者

1. 工事名称

2. 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

上記工事においてプラントへ搬入した原料土と使用した改良土の数量は、次のとおりでした。

材 料 名	土 量 (m ³)	搬入・搬出期間	
		開 始	終 了
原 料 土		年 月 日	年 月 日
改 良 土		年 月 日	年 月 日

※土量は、地山土量で記入すること。

上記のとおり使用されたことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所
(指定工場) 名 称
代表者

【参考】

(様式1)

監督員は、技術監理課で番号の確認をすること。

〈記入例〉

変更の場合は、変更土量を記入する。

相模原市改良土（原料土）搬入搬出連絡票

No. 〇-2		設計土量		① 1,000 (m ³)	
材名	今回申込土量	搬入・搬出期間		適用	
		開始	終了		
原料土	② 300 (m ³)	年 月 日	年 月 日		
改良土	300 (m ³)	年 月 日	年 月 日		
搬入済み原料土		③ 500 (m ³)		搬入予定原料土 ④ 200 (m ³)	
搬出済み改良土		500 (m ³)		搬出予定改良土 200 (m ³)	
搬入者	受注者	※① = ② + ③ + ④			
		現場代理人氏名		TEL ()	
		現場事務所等連絡先		TEL ()	
工事名称					
工期		年 月 日 ~		年 月 日	
担当課		監督員承認		年 月 日 印	

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認印を受ける。
- 2 承認印を受けたものを市工事担当課及びプラントにそれぞれ1部提出する。
- 3 土量は、地山土量で記入する。
- 4 プラントへは、次のような土は搬入してはならない。
 - 1) 含水量が著しく多い土
 - 2) AS塊、CO塊、ゴミ類及び金属が含まれている土
- 5 監督員は、本票の写しを技術監理課へ提出し、通し番号を確認すること。
- 6 今回土量、搬入搬出土量、搬入搬出予定土量の合計は設計土量になる。
- 7 設計土量に変更が生じた場合は、設計変更後の土量等を記入し、再度、受付印及び承認印を受けるものとする。その際、受付番号は変更前の番号を使用する。

【参考】

〈記入例〉

(様式2)

相模原市改良土（原料土）搬入搬出数量確定書

No.	—		
材 料 名	設計土量 (A)	施工承認土量 (B)	搬入搬出土量 (A)－(B)
原 料 土	1, 000 (m ³)	100 (m ³)	900 (m ³)
改 良 土	1, 000 (m ³)		900 (m ³)
搬 入 者	受注者	<p>(A) 欄は、当初設計土量を記入すること。</p> <p>【施工承認等の土量がない場合】 当初設計土量の全数を利用したものとする。この場合、余ったチケットはプラントに返却（無償）する。 【施工承認等の土量がある場合】 施工承認等により改良土を使用せず、先にチケットを購入している場合は、施工承認の数量分のチケットをプラントは買い取る。</p>	
		<p>TEL ()</p> <p>現場代理人氏名</p>	
		<p>現場事務所等連絡先 TEL ()</p>	
工 事 名 称			
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日	
担 当 課		監督員承認	年 月 日 印

注 意

- 1 本票は、受注者が2部作成し、工事担当課の受付印及び監督員の承認を受ける。
- 2 承認を受けたものを市工事担当課に提出するとともに、様式3とあわせてプラントに提出するものとする。
- 3 設計土量は、様式1の設計土量と同数とする。
- 4 土量は、地山土量で記入する。

7. 再生砂（RC-10）の使用に関する共通特記仕様書

（用語の定義）

第1条 本仕様書の対象とする「再生砂（RC-10）（以下「再生砂」という。）」とは、建設廃材（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、路盤材）を破碎し製造する再生砂のうち、コンクリート塊を含むものをいう。

（六価クロムの確認）

第2条 受注者は、再生砂の使用に先立ち、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定する測定方法に基づき、あらかじめ土壤汚染に係る環境基準に適合することを確認する。

（確認及び対応等の基準）

第3条 確認の頻度、対応等の基準は次のとおりとする。

- （1）各工事で1購入先あたり1検体の試験を行うこと。
- （2）受注者は、再生砂の使用に先立ち、試験結果報告書を製造者から入手し、六価クロムに係る環境基準への適合を確認しなければならない。
- （3）受注者は、製造者から入手した試験結果報告書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
- （4）再生砂の購入にあたっては、試験に要する相当な期間を考慮し、注文時期を定めるものとする。

附 則

本仕様書は、平成20年1月18日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

8. 建設リサイクル法に関する共通特記仕様書

(建設リサイクル法への対応)

第1条 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等（分別仕分け）及び分別により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化に積極的に努めること。

2 再資源化により得られた建設資材は、積極的に使用するよう努めること。

(対象工事)

第2条 建設リサイクル法の対象となる建設工事は、各工事の規模の基準以上（表1）かつ特定建設資材が使用されている場合（表2）とする。

(表1) 対象建設工事（建設リサイクル法第9条第1項、施行令第2条）

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡
建築物の新築・増築工事	延べ床面積 500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	工事請負金額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	工事請負金額 500万円

※ 舗装打換え工事は、新築等（土木工事等）

※ 建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要となる。

(表2) 特定建設資材（建設リサイクル法第2条5項、施行令第1条）

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊（コンクリート二次製品）
コンクリート及び鉄筋から成る建設資材	PC鉄筋コンクリート版など
木材	建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊

※ 伐採木、伐根、樹木剪定枝は、「建設リサイクル法」の対象外となる。

※ 伐採木、伐根は、産業廃棄物のため廃棄物処理法に準じる。

※ 剪定枝は、一般廃棄物に区分する。

(事務の手続き)

第3条 建設リサイクル法に係る事務の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 監督員は、建設リサイクル法第11条に基づき、工事を着手する日までに「通知書」（別紙1）を建築政策課に提出すること。
- (2) 受注者は、工事請負契約締結の前に「説明書」（別紙2）を監督員に提出し、建設リサイクル法第12条に基づき、分別解体等の内容について説明すること。契約後には、下請負者に対して、「説明書」に記載した内容を告げること。
- (3) 工事請負契約の一部として、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」（別紙3）を契約課に提出すること。書面のうち「別紙」については、想定される施設名を複数連記しても差し支えない。
- (4) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化すること。建設発生木材については、工事現場から半径50km以内に再資源化施設がない場合（施設の事情により受け入れできない場合を含む）に限り縮減を認める。
- (5) 再資源化等が完了したときは、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」（別紙4）を監督員に提出すること。
- (6) その他、分別解体等及び再資源化等について、建設リサイクル法の趣旨を十分にふまえて工事の施工にあたること。

(問い合わせ先)

第4条 建設リサイクル法に関する問合せ等は次のとおりである。

(1) 法律の条文等に関すること

国土交通省ホームページ（総合政策、リサイクル）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

(2) 届出、基準等に関すること

相模原市都市建設局まちづくり推進部建築政策課

電話042-769-8253

(補則)

第5条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

通 知 書

年 月 日

相模原市長 宛

（工事発注者）発注者職氏名：
住 所：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職 <small>フリガナ</small> 氏名			
	電話番号	— —	（内線	）
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	神奈川県 相模原市 区		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ ）注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p style="padding-left: 100px;">用途____、階数____、請負代金____万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工期	<p style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</p> <p>工事着手予定日： 年 月 日</p>		
受注者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
	所在地	〒		
	電話番号	— —	（内線	）
		F A X	— —	

※受付番号：

注1）建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

別紙2（第3条（2）関係）

建設リサイクル法第12条第1項関係（受注者→発注者）

説 明 書

年 月 日

相模原市長 宛

郵便番号	—
所在地	
受注者 名称	
代 表	
電話番号	— —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、次の対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

工事の名称

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

① 別表(別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

※別表は、省令第2条第2項に定められた様式とする。

② その他の別添資料(添付する場合)

工程表

(別表3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	□鉄筋コンクリート造 □その他 ()			
工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (解体・ 維持・修繕工事のみ)	・特定建設資材に付着した飛散性石綿 (吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) □有 □無 ・特定建設資材に付着した非飛散性石綿 (石綿含有ビニール床タイル等) □有 □無 ・その他 □有 () □無		
	その他 ()	・特定建設資材に付着していない飛散性石綿 (鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) □有 □無 ・特定建設資材に付着していない非飛散性石綿 □有 □無 ・その他 □有 () □無		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期※		年 月 日		
工程ごとの 作業内容 及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 () その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※	トン			
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み (全工事) 並 びに特定建設資材が使用される工 作物の部分 (新築・維 持・修繕工事のみ) 及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込ま れる工作物の部分 (維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

別紙3（第3条（3）関係）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

（受注者の見積金額）

（書ききれない場合は別紙に記載）

別紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

再資源化等報告書

年 月 日

（発注者）

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____万円（税込み）

（参考資料を添付する場合の添付資料）

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）
 再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

別 紙

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

9. 建設副産物実態調査に関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、建設工事の現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握を目的に定めるものとする。

(対象工事及び調査品目)

第2条 受注者は、本工事の建設資材利用量及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年にまたがる工事の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書(実施書)の作成」を兼ねるものとする。

2 調査対象品目は次のとおりとする。

(1) 搬入する建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材

(2) 搬出する建設副産物

コンクリート塊、建設発生木材(建設リサイクル法第2条に基づく特定建設資材廃棄物である木材が廃棄物になったもので、解体工事によって生じる木くず、新築工事によって生じる木材の端材など)、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、建設発生木材(上記以外の伐木材、除根材など)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック(廃塩化ビニル管、継手を除く)、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト(飛散性)、その他の分別された廃棄物、建設発生土

(作業手順)

第3条 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

(1) 「再生資源利用{促進}計画書」及び「再生資源利用{促進}実施書」をCOBRIS又は発注者が指定する様式を用いて作成する。

(2) 書面及びデータ(CD-R等)で提出する。ただし、COBRISにて作成する場合は、データの提出は不要とする。

附 則

本仕様書は、平成17年10月11日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

10. スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する公共工事におけるアスファルト舗装工事において、一般廃棄物の熔融固化物（以下「スラグ」という。）を骨材の一部として生成された再生アスファルト合材（以下「スラグ入り合材」という。）の使用を施工条件とした舗装工事に適用するものとする。

(種類)

第2条 舗装工事に使用するスラグ入り合材の種類は次のとおりとする。

- (1) スラグ入り再生密粒度アスファルト合材（13mm）
- (2) スラグ入り再生密粒度アスファルト合材（20mm）
- (3) スラグ入りポリマー改質Ⅱ型アスファルト合材（20mm）
- (4) スラグ入り再生粗粒度アスファルト合材（20mm）
- (5) スラグ入り再生瀝青安定処理材（30mm）

(品質・配合量及び配合設計)

第3条 スラグ入り合材に使用するスラグの品質および配合量については、次のとおりとする。

(1) スラグの品質は、相模原市南清掃工場において生成されるスラグで、日本産業規格の認証（JISA5032）を受けたものとする。

(2) スラグの配合量は、アスファルト合材の全骨材重量の10%を上限とする。

2 スラグ入り合材の粒度およびアスファルト量の決定にあたっては、プラントにおいて配合設計を行い監督員の確認を得なければならない。ただし、過去1年以内に当該プラントにおいて生産され、かつ使用した実績がある配合設計の場合で、この実績又は定期試験による配合設計書を監督員が承諾したときには配合設計を省略することができる。

3 アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたスラグ入り合材を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督員に提出するものとし、スラグ入り合材に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

(施工規模)

第4条 スラグ入り合材を使用する舗装工事の施工規模は、舗装厚1層40mm以上かつ1施工日1種類あたり200㎡以上とする。

(留意事項)

第5条 受注者は、1施工日におけるスラグ入り合材の過不足が生じないように、プラントと調整し、工程及びスラグ入り合材調達の管理に努めること。

2 路面の仮復旧工及び段差摺り付け工等には、スラグ入り合材を使用しないものとする。

(補則)

第6条 本仕様書について疑義および定めのない事項が生じたときは、監督員と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

本仕様書は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和元年7月1日から適用する。

1 1. 照査結果報告に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市土木工事共通仕様書（第I編共通編、第1章総則1-1-3設計図書の照査等第2項）に基づき、受注者が工事施工前に実施する、工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査（以下「照査」という。）の結果を監督員に報告する場合に適用する。

(照査の報告)

第2条 受注者は、照査を実施した結果を別紙「設計図書の照査に関する報告書」により、速やかに報告しなければならない。

(補則)

第3条 受注者は、照査の結果、該当する事実がある場合又は疑義が生じた場合には、監督員に確認依頼書にその事実が確認できる資料を添えて提出し、確認を求めなければならない。

附 則

本仕様書は、平成23年2月1日以降に契約した土木工事から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

相模原市長 宛

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

設計図書の照査に関する結果報告書

次のとおり照査したので報告します。

工 事 名			
工事場所	相模原市	区	地内
請負金額			
工事期間	年	月	日 ～ 年 月 日

確 認 項 目 (契約約款第18条関係)	照査の結果
(1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。	該当・非該当
(2) 設計図書に誤りがある又は表示されるべきことが表示されていない。	該当・非該当
(3) 設計図書の表示が不十分, 不正確, 不明確で, 施工における判断がつかない。	該当・非該当
(4) 設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる。※	該当・非該当
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた。※	該当・非該当

なお、照査の結果、上記確認項目に該当する事実を発見したときは、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めます。

※(4) 「設計図書に明示された施行条件」の例

(自然的条件) 掘削する地山の高さ, 埋め立てるべき盛土の深さなどの地表面の凹凸の形状, 地質, 湧水の有無又は量, 地下水の水位, 立木などの除去すべき物の有無 など

(人為的条件) 地下埋設物, 地下工作物, 土-取(-捨)場, 工事用道路, 通行道路 など

※(5) 「設計図書で明示されていない施工条件」の例

(自然的なもの) 軟弱地盤の発見, 転石の発見, 湧水の噴出 など

(人為的なもの) 騒音規制, 交通規制, 埋蔵文化財の発見, 住民運動, 環境運動 など

決裁日 年 月 日

課長	担当課長	統括監督員	担当監督員	

12. 現場代理人等の氏名等の取扱いに関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、公共工事の実施の円滑化を図ると共に、市民サービスに資することを目的に定めるものとする。

(対象とする工事等)

第2条 相模原市が発注する工事、委託等（以下「工事等」という。）にあつて、現場代理人又は現場責任者となりうる者（以下「現場代理人等」という。）を配置する工事等を対象とする。

(氏名等の公表)

第3条 工事等の現場代理人等の氏名、会社名及び連絡先について、工事のお知らせや工事標示板等に明示し公表を行うものとする。

附 則

本仕様書は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

13. 設計変更に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、設計図書の内容を訂正・変更（以下「設計変更」という。）する場合の取扱いについて定めるものとする。

(手続き)

第2条 発注者は、設計変更が必要と認めるときは、その都度速やかに工事打合せ書により、当該設計変更の内容等について受注者へ通知する。

2 設計変更により契約変更が必要となった場合には、契約書第24条又は第25条の規定により、遅滞なく手続きを行う。ただし、軽微な設計変更に伴う契約金額の変更は、まとめて行うことができる。

(設計変更の考え方)

第3条 設計変更の具体的な考え方等については、「相模原市請負工事設計変更ガイドライン（相模原市）」によるものとする。

(積算方法)

第4条 設計変更に伴う契約金額の変更に当たっては、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）〔I〕（相模原市都市建設局）第13章 設計変更」により積算するものとする。

附 則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和2年8月1日から適用する。

14. 施工計画書の取扱いに関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市土木工事共通仕様書（第I編共通編第1章総則1-1-4 施工計画書）に基づき、受注者が提出した施工計画書、変更施工計画書及び詳細施工計画書（以下「施工計画書等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(施工計画書等の帰属)

第2条 施工計画書等の管理及び権利の帰属は受注者によるものとする。ただし、受注者が管理及び権利を放棄した場合は、この限りではない。

(施工計画書等の提供)

第3条 発注者は、施工計画書等を受注者及び発注者を除く第三者に対しては、相模原市情報公開条例第31条（情報の提供）に基づき積極的に提供するよう努めなければならない。ただし、提供にあたっては事前に受注者と協議し、提供の許可を得なければならない。

(補則)

第4条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

15. 電子納品に関する共通特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、本工事の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものとする。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「相模原市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(成果品の納品)

第3条 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）に格納して2部納品すること。

なお、電子納品の対象外とした品目は、紙で納品する。又、ガイドラインで特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して納品する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

2 前項で規定する電子媒体は、監督員と別途協議の上、他の電子媒体（DVD-R）とすることができる。

(成果品の確認)

第4条 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上決定する。

(成果の電子納品対象とする品目)

第5条 本工事における電子納品の品目は次の通りとする。

- (1) 工事写真に関する成果品。
- (2) 出来形管理に関する成果品。
- (3) 品質管理に関する成果品。

(その他)

第6条 受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付すること。又、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

附則

本仕様書は、平成25年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成28年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成30年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

16. 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する土木工事又は土木工事に係る委託（以下「本工事等」という。）におけるアスファルト舗装版切断時及びコンクリート舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(濁水処理量)

第2条 本工事等における濁水処理量については、現場説明書のとおりとする。

(共通事項)

第3条 受注者は、可能な限り吸引により回収した濁水を汚泥の産業廃棄物として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しなければならない。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃掃法」という。）において定める産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより管理するものとする。また、濁水の適正な処理にあたっては、廃掃法に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること。

5 濁水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。

(提出書類)

第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

(実態調査)

第5条 受注者は、本工事等における濁水処理量に係る実態調査を行う場合は、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長又は切断深さが変更した場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成26年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成28年4月1日から適用する。

附則

本仕様書は、平成28年7月1日から適用する。

17. 施工体制台帳等の作成に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する公共工事における施工体制台帳の作成並びに外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状態の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般事項)

第2条 受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(施工体制の確認)

第3条 受注者は、現場施工体制について、「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」等により監督員の確認を得なければならない。

2 「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」は、必要に応じて国土交通省のホームページからダウンロードすること。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000003.html

(補則)

第4条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、平成27年4月1日から適用する。

18. 押印廃止に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する土木工事又は土木工事に係る委託（以下「本工事等」という。）における押印廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印廃止に関する読み替え)

第2条 共通仕様書、第I編共通編、第1章総則1-1-2、19. 連絡中「口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により」と読み替えるものとする。

2 共通仕様書、第I編共通編、第1章総則1-1-2、22. 書面中「発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。」とあるのは「発行年月日を記載したものを有効とする。」と読み替えるものとする。

3 共通仕様書、第III編土木工事共通編、第2章一般施工2-12-2、1. 材料確認(1)中「当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。」とあるのは「当該鋼材と整合していることを保証するものに限る。」と読み替えるものとする。

(補則)

第3条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

19. 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、受注者が行う熱中症対策に資する取組に対する現場管理費の補正にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(対象期間)

第2条 契約日から工事完了予定日とする。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び猛暑日は含まない。

(真夏日)

第3条 真夏日は、7月1日から10月31日までの期間における午前8時から午後5時までの時間帯で最高気温が30度以上の日とする。ただし、夜間工事の場合は午後8時から午前5時までの時間帯で最高気温が30度以上の日とする。なお、作業時間帯がこれにより難しい場合は、別途考慮することができる。

(対象期間中の真夏日(日))

第4条 対象期間中の真夏日(日)は、月ごと真夏日係数に月ごとの対象期間(日)を乗じて各月の真夏日(日) 1を算出し、対象期間の合計日数²とする。

1 各月の真夏日は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2 対象期間の合計日数は、小数点以下1位を四捨五入して整数止めとする。

2 月ごと真夏日係数は、別表1に定めるとおりとする。

(現場管理費の補正)

第5条 現場管理費の補正は、次式により補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は契約変更にて行う。

補正値(%)⁴ = 真夏日率^{3, 4} × 真夏日補正係数⁵

3 真夏日率 = 対象期間中の真夏日(日) ÷ 対象期間(日)

4 小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

5 真夏日補正係数は、1.2とする。

(実施方法)

第6条 受注者は、工期に工場制作のみを実施している期間が生じた場合は、発注者にその期間を書面で報告する。

2 発注者は、真夏日率を算出する。

- 3 受注者は、熱中症対策に関する状況写真を履行報告書に添付し発注者に提出するものとする。

附 則

本仕様書は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

月ごと真夏日係数

月	緑区の一部（緑土木事務所管内）、中央区、南区		緑区の一部（津久井土木事務所管内）	
	昼間工事係数	夜間工事係数	昼間工事係数	夜間工事係数
7月	0.53	0.05	0.52	0.07
8月	0.83	0.12	0.83	0.08
9月	0.35	0.01	0.36	0.03
10月	0.02	0.00	0.02	0.00

20. 遠隔臨場に関する共通特記仕様書（発注者指定）

（目的）

第1条 公共工事の建設現場において、監督員の臨場のもとで実施する立会、検査又は確認（以下「確認等」という。）を遠隔臨場とすることで、発注者及び受注者の業務の効率化を図り、あわせて契約の適正な履行及び工事の品質を確保する。

（用語の定義）

第2条 この仕様書に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）遠隔臨場 通信機器を用いた映像及び音声により監督員が確認等を実施することをいう。
- （2）立会 契約図書に示された項目について、設計図書との適合を確かめることをいう。
- （3）検査 施工の各段階で施工状況、材料の試験結果等について、設計図書との適否を判断することをいう。
- （4）確認 設計図書に示された事項及び施工段階において、出来形、品質、規格、数値等を確かめることをいう。
- （5）通信機器 映像、音声又はその両方を単体又は複数の機器を組み合わせることで通信できる機器類をいう。

（適用範囲）

第3条 確認等で遠隔臨場を適用する項目は、発注者と協議する。

2 前項の規定は、建設現場の状況確認や事故の報告等で、遠隔臨場の効果が期待できる場合に遠隔臨場に使用する通信機器の活用を妨げないものとする。

（通信機器と仕様）

第4条 遠隔臨場に使用する通信機器は、受注者が準備及び運用するものとする。

2 受注者は、映像及び音声に関する仕様並びに通信機器の構成及び仕様を、発注者と協議する。

3 受注者は、前項の協議に基づき遠隔臨場にかかる概算費用を別紙「遠隔臨場に係る概算費用の算出方法について」により算定し、監督員に報告する。

4 受注者は、建設現場の通信状況等を確認するため、予め監督員と使用する通信機器による通信試験を実施するものとする。

（施工計画書）

第5条 受注者は、第3条第1項及び前条第2項で協議した事項を施工計画書に記載するものとする。

（実施）

第6条 遠隔臨場を実施する場合は、次のとおりとする。

- （1）受注者は、事前に実施時間、実施箇所及び必要とする資料等について、監督

員に連絡するものとする。

(2) 映像及び音声データは、保存を要しないこととする。

(3) 受注者は、遠隔臨場により実施した部分の工事写真を設計図書に規定する基準に基づき撮影するものとする。

(4) 受注者は、遠隔臨場の実施日時、臨場者、実施内容等を記録するものとする。

(5) 受注者は、次の事項に留意するものとする。

ア 被撮影者である当該建設現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

イ ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれないようにすること。

ウ 建設現場外ができる限り映り込まないようにすること。

エ 公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないようにすること。

オ 遠隔臨場では十分な情報を得られないと監督員が判断するときは、建設現場において確認等を実施する。

(費用の計上)

第7条 遠隔臨場に要する費用は、設計変更の対象とし、第4条第3項の概算費用を基に発注者と協議した額を共通仮設費に積み上げ計上する。なお、費用については、間接費の対象としない。

附 則

(施行期日)

1 この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月単価を適用する工事から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

(別紙)

遠隔臨場に係る概算費用の算出方法について

1 算出方法

準備する機器は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

2 耐用年数

耐用年数は、最新の「耐用年数表」(国税庁HP掲載)を参照のこと。

例)耐用年数

カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

3 遠隔臨場で計上する項目

基本的な項目は下記のとおりとするが、必要な機器等については監督員と協議する。

- (1) 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- (2) 撮影機器の設置費(移設費)
- (3) 通信費
- (4) その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

4 留意点

- (1) 従来の確認等に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、従来から追加が必要となる費用を計上すること。
- (2) 費用算出にあたっては、必要最低限の費用を計上すること。
- (3) 概算費用の報告にあたっては、根拠資料を併せて提出すること。

2 1. 遠隔臨場に関する共通特記仕様書（受注者希望）

（目的）

第1条 公共工事の建設現場において、監督員の臨場のもとで実施する立会、検査又は確認（以下「確認等」という。）を遠隔臨場とすることで、発注者及び受注者の業務の効率化を図り、あわせて契約の適正な履行及び工事の品質を確保する。

（用語の定義）

第2条 この仕様書に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）遠隔臨場 通信機器を用いた映像及び音声により監督員が確認等を実施することをいう。
- （2）立会 契約図書に示された項目について、設計図書との適合を確かめることをいう。
- （3）検査 施工の各段階で施工状況、材料の試験結果等について、設計図書との適否を判断することをいう。
- （4）確認 設計図書に示された事項及び施工段階において、出来形、品質、規格、数値等を確かめることをいう。
- （5）通信機器 映像、音声又はその両方を単体又は複数の機器を組み合わせることで通信できる機器類をいう。

（実施の選択）

第3条 受注者は、契約後、遠隔臨場を実施するか否かを選択できるものとし、その結果を遠隔臨場実施届(様式)により発注者に届け出る。

（適用範囲）

第4条 確認等で遠隔臨場を適用する項目は、発注者と協議する。

- 2 前項の規定は、建設現場の状況確認や事故の報告等で、遠隔臨場の効果が期待できる場合に遠隔臨場に使用する通信機器の活用を妨げないものとする。

（通信機器と仕様）

第5条 遠隔臨場に使用する通信機器は、受注者が準備及び運用するものとする。

- 2 受注者は、映像及び音声に関する仕様並びに通信機器の構成及び仕様を、発注者と協議する。
- 3 受注者は、前項の協議に基づき遠隔臨場にかかる概算費用を別紙「遠隔臨場に係る概算費用の算出方法について」により算定し、監督員に報告する。
- 4 受注者は、建設現場の通信状況等を確認するため、予め監督員と使用する通信機器による通信試験を実施するものとする。

（施工計画書）

第6条 受注者は、第4条第1項及び前条第2項で協議した事項を施工計画書に記載するものとする。

(実施)

第7条 遠隔臨場を実施する場合は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、事前に実施時間、実施箇所及び必要とする資料等について、監督員に連絡するものとする。
- (2) 映像及び音声データは、保存を要しないこととする。
- (3) 受注者は、遠隔臨場により実施した部分の工事写真を設計図書に規定する基準に基づき撮影するものとする。
- (4) 受注者は、遠隔臨場の実施日時、臨場者、実施内容等を記録するものとする。
- (5) 受注者は、次の事項に留意するものとする。

ア 被撮影者である当該建設現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

イ ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれないようにすること。

ウ 建設現場外ができる限り映り込まないようにすること。

エ 公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないようにすること。

オ 遠隔臨場では十分な情報を得られないと監督員が判断するときは、建設現場において確認等を実施する。

(費用の計上)

第8条 遠隔臨場に要する費用は、設計変更の対象とし、第5条第3項の概算費用を基に発注者と協議した額を共通仮設費に積み上げ計上する。なお、費用については、間接費の対象としない。

附 則

(施行期日)

- 1 この仕様書は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月15日以降に公告等するものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月単価を適用する工事から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

(別紙)

遠隔臨場に係る概算費用の算出方法について

1 算出方法

準備する機器は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

2 耐用年数

耐用年数は、最新の「耐用年数表」(国税庁HP掲載)を参照のこと。

例)耐用年数

カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

3 遠隔臨場で計上する項目

基本的な項目は下記のとおりとするが、必要な機器等については監督員と協議する。

- (1) 撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)
- (2) 撮影機器の設置費(移設費)
- (3) 通信費
- (4) その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

4 留意点

- (1) 従来の確認等に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。
- (2) 費用算出にあたっては、必要最低限の費用を計上すること。
- (3) 概算費用の報告にあたっては、根拠資料を併せて提出すること。

(様式)

年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

遠隔臨場実施届

遠隔臨場の実施について、次のとおり届け出します。

工 事 名	
遠隔臨場の実施※	実施します ・ 実施しません

※いずれかに○印をしてください。

2 2. 相模原市工事情報共有システム共通特記仕様書

(目的)

第1条 本要領は、市が発注する工事において、受注者と施工に係る情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることを目的とする。

(情報共有システム)

第2条 情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受注者と情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(機能要件)

第3条 本仕様書において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 5.4)(国土交通省)」のうち、以下に示す機能の利用を必須とする。

- ア 発議書類作成機能
- イ ワークフロー機能(事前打合せ機能は除く)
- ウ 書類管理機能
- エ 工事書類等入出力・保管支援機能

(2) 提供方式は、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)方式とする。

(対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は工事打合せ書とし、工事打合せ書以外の工事帳票については、発注者との協議により対象とすることができる。なお、様式については、情報共有システムに設定の様式を使用することとする。

(費用の計上)

第5条 情報共有システムの利用に要する費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれており、設計変更による費用の計上は行わない。

(留意事項)

第6条 情報共有システムの使用にあたり、ID及びパスワードの管理を徹底し、工事情報の漏洩や改ざんなどの防止を図ること。また、工事情報の漏洩等が発生した場合、速やかに監督員に報告すること。

2 情報共有システムの種類や機能等については、「情報共有システム提供者機能要件(工事Rev5.4)対応状況一覧表(国土交通省)」を参考に「電子納品等運用ガイドライン(土木工事編)」に基づく事前協議チェックシートを利用し、発注者との協議の上決定すること。

附 則

(施行期日)

1 この仕様書は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月単価を適用する工事から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

23. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【発注者指定方式】〔補正あり〕

(趣旨)

第1条 本仕様書は、工事現場において週休2日を確保した工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるもの。

(工事現場における週休2日)

第2条 工事現場における週休2日とは、一週間のうち日曜日及び土曜日を現場の閉所日(以下「休工日」という。)とすることをいう。ただし、休工日は発注者との協議により、一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。

2 前項の任意の2日間は、予め曜日を定めるものとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、契約日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間又は日は実施期間に含めないものとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始休暇
- (3) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))
- (4) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (5) 工場製作品の製作期間で現場を閉所している期間
- (6) 休工日以外の現場の閉所日
- (7) 余裕期間
- (8) その他、発注者と協議し、実施期間に含めないとする期間

2 週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第4条 実施期間中の休工日においては次のとおりとする。

- (1) 現場作業、書類の作成及び整理等、当該工事に関する作業を行わないこととする。
 - (2) 下請けを含む労働者に対し、休日を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導する。
- 2 受注者は、次に掲げる理由により休工日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者にその理由を報告し、休工日を別の日に振り替えることができる。ただし、休工日を起算日として前後2週間を超えて振り替える場合は、休工日に含めないものとする。
- (1) 第三者への損害及び生活環境への影響等の解決に対応するため
 - (2) 現場特性に対応するため
 - (3) 雨天等天候の理由により休工日以外の日を休工としたため
- 3 受注者は、前月の休工日の取得実績(以下「取得実績」という。)を休工日取得実績書(様式1)により当月の15日までに発注者に報告する。
- 4 受注者は、次に掲げる書面により工事完成予定日の3週間前までに発注者に報告する。
- (1) 前項に規定する取得実績の報告を行っていない取得実績及び工事完成予定日までの休工日取得見込を記載した休工日取得実績書(様式1)

- (2) 前項の取得実績並びに前号の取得実績及び休工期取得見込その他必要事項を記載した週休2日工事実績報告書(様式2)
- 5 受注者は、工事完成届の提出とあわせ、前項第3号に規定する週休2日工事実績報告書(様式2)の作成日の翌日から工事完成日までの取得実績を休工期取得実績書(様式1)により発注者に報告する。
- 6 受注者は、週休2日工事を実施する場合には、現場内にその旨を周知する掲示物を掲載する。

記載内容(例) 用紙はA3以上とする

<p>週休2日工事</p> <p>この工事では、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日を確保した工事の施工に取り組んでいます。</p> <p>受注者 株式会社□□建設</p>
--

(達成状況)

第5条 週休2日の達成状況は、次式を用いて算出した月単位の現場閉所率により、別表第1のとおりとする。なお、式中の「各月の対象日数」は、各月の第3条に定める期間とする。また、第4条第2項の規定による振り替え後の休工期が前月又は次月となる場合でも当月の休工期とする。

$$\text{月単位の現場閉所率} = \frac{\text{各月の休工期}}{\text{各月の対象日数}}$$

(工事評価)

- 第6条 前条の達成状況が4週8休となる場合、工事評価にて評価をする。
- 2 発注者は、受注者が休工期の確保が出来なかった場合、そのことによる改善指示及び工事評価における減点等のペナルティーを科さないものとする。
- 3 工事評価を行わない工事については、第1項は適用しない。

(費用の計上)

第7条 本工事は、予定価格に次条に定める4週8休を達成した場合の費用を計上しているが、達成状況が4週8休に満たない場合は、設計変更により4週8休を達成した場合の費用を減額する。

(費用の算定方法)

- 第8条 週休2日の取得に要する費用の算定方法は次のとおりとする。
- (1) 別表第2の補正対象に、達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。
- (2) 土木工事標準単価及び市場単価は別表第3に定める達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

附 則

この特記仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和4年8月12日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年7月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

達成状況	月単位の現場閉所率
4週8休	全ての月で28.5%以上

別表第2(第8条関係)

補正対象	補正係数
	月単位
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.03
現場管理費(率分)	1.05

※労務費のうち工場製作工に関する労務単価(製作工(橋梁)(週休2日補正の対象外)及び橋りょう塗装工(週休2日補正の対象外))及び設計業務委託等技術者単価(理事・技師長、主任技師、技師(A)、技師(B)、技師(C)、技術員、主任技術者、製図工(図工)、地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員、測量主任技師、測量技師、測量助手、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量補助員及び測量船操縦士)は、補正の対象外

別表第3(第8条関係)
土木工事標準単価

名称	区分	補正係数
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
排水構造物工		1.04
コンクリートブロック積工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物取壊工	機械	1.03
	人力	1.04

市場単価

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・ 移設	1.03
道路附属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04

橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

※下水道用設計標準歩掛表の市場単価は、下水道用設計標準歩掛表の補正係数を適用する。

(様式1)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

休工日取得実績書

工事名	
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月分

日	曜日	休工日	備考	日	曜日	休工日	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

当月の土曜日・日曜日の日数	当月の休工日
日	日

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{当月の休工日}}{\text{月の日数} - \text{祝日等の実施期間に含めない日数}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} = \text{\%}$$

※備考欄には、休工日を取得できなかった理由及び振替日を記入してください

※現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合、月単位の現場閉所率を達成しているものとみなす。

※当月に該当する実施期間が短い等の理由により休工日が発生しない場合には、現場閉所率の算出は不要です。

(様式2)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

週休2日工事実績報告書

週休2日工事の実績について、次のとおり報告します。

工事名			
年月	達成状況	年月	達成状況
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

※達成状況の欄には、各月に提出した休工期取得実績書の現場閉所率が28.5%以上又は現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工期を取得している場合には「○」、現場閉所率が28.5%に満たない場合には「×」、実施期間が短い等の理由により休工期が発生しなかった場合は現場閉所率の欄を「-」と記載する。

2 4. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【発注者指定方式】〔補正なし〕

(趣旨)

第1条 本仕様書は、工事現場において週休2日を確保した工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるもの。

(工事現場における週休2日)

第2条 工事現場における週休2日とは、一週間のうち日曜日及び土曜日を現場の閉所日(以下「休工日」という。)とすることをいう。ただし、休工日は発注者との協議により、一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。

2 前項の任意の2日間は、予め曜日を定めるものとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、契約日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間又は日は実施期間に含めないものとする。

(1) 夏季休暇

(2) 年末年始休暇

(3) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))

(4) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(5) 工場製作品の製作期間で現場を閉所している期間

(6) 休工日以外の現場の閉所日

(7) 余裕期間

(8) その他、発注者と協議し、実施期間に含めないとする期間

2 週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第4条 実施期間中の休工日においては次のとおりとする。

(1) 現場作業、書類の作成及び整理等、当該工事に関する作業を行わないこととする。

(2) 下請けを含む労働者に対し、休日を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導する。

2 受注者は、次に掲げる理由により休工日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者にその理由を報告し、休工日を別の日に振り替えることができる。た

だし、休工日を起算日として前後2週間を超えて振り替える場合は、休工日に含まないものとする。

- (1) 第三者への損害及び生活環境への影響等の解決に対応するため
 - (2) 現場特性に対応するため
 - (3) 雨天等天候の理由により休工日以外の日を休工としたため
- 3 受注者は、前月の休工日の取得実績(以下「取得実績」という。)を休工日取得実績書(様式1)により当月の15日までに発注者に報告する。
- 4 受注者は、次に掲げる書面により工事完成予定日の3週間前までに発注者に報告する。
- (1) 前項に規定する取得実績の報告を行っていない取得実績及び工事完成予定日までの休工日取得見込を記載した休工日取得実績書(様式1)
 - (2) 前項の取得実績並びに前号の取得実績及び休工日取得見込その他必要事項を記載した週休2日工事实績報告書(様式2)
- 5 受注者は、工事完成届の提出とあわせ、前項第3号に規定する週休2日工事实績報告書(様式2)の作成日の翌日から工事完成日までの取得実績を休工日取得実績書(様式1)により発注者に報告する。
- 6 受注者は、週休2日工事を実施する場合には、現場内にその旨を周知する掲示物を掲載する。

記載内容(例) 用紙はA3以上とする

週休2日工事

この工事では、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日を確保した工事の施工に取り組んでいます。

受注者 株式会社□□建設

(達成状況)

第5条 週休2日の達成状況は、次式を用いて算出した月単位の現場閉所率により、別表第1のとおりとする。なお、式中の「各月の対象日数」は、各月の第3条に定める期間とする。また、第4条第2項の規定による振り替え後の休工日が前月又は次月となる場合でも当月の休工日とする。

$$\text{月単位の現場閉所率} = \frac{\text{各月の休工日}}{\text{各月の対象日数}}$$

(工事評価)

第6条 前条の達成状況が4週8休となる場合、工事評価にて評価をする。

2 発注者は、受注者が休工日の確保が出来なかった場合、そのことによる改善指示及び工事評価における減点等のペナルティーを科さないものとする。

3 工事評価を行わない工事については、第1項は適用しない。

附 則

この特記仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年7月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

達成状況	月単位の現場閉所率
4週8休	全ての月で28.5%以上

(様式1)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

休工日取得実績書

工事名	
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月分

日	曜日	休工日	備考	日	曜日	休工日	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

当月の土曜日・日曜日の日数	当月の休工日
日	日

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{当月の休工日}}{\text{月の日数} - \text{祝日等の実施期間に含めない日数}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} = \text{\%}$$

※備考欄には、休工日を取得できなかった理由及び振替日を記入してください

※現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取
得している場合、月単位の現場閉所率を達成しているものとみなす。

※当月に該当する実施期間が短い等の理由により休工日が発生しない場合には、現場閉
所率の算出は不要です。

(様式2)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

週休2日工事実績報告書

週休2日工事の実績について、次のとおり報告します。

工事名			
年月	達成状況	年月	達成状況
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

※達成状況の欄には、各月に提出した休工期取得実績書の現場閉所率が28.5%以上又は現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工期を取得している場合には「○」、現場閉所率が28.5%に満たない場合には「×」、実施期間が短い等の理由により休工期が発生しなかった場合は現場閉所率の欄を「-」と記載する。

25. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【受注者希望方式】〔補正あり〕

(趣旨)

第1条 本仕様書は、工事現場において週休2日を確保した工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるもの。

(工事現場における週休2日)

第2条 工事現場における週休2日とは、一週間のうち日曜日及び土曜日を現場の閉所日(以下「休工日」という。)とすることをいう。ただし、休工日は発注者との協議により、一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。

2 前項の任意の2日間は、予め曜日を定めるものとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、次条第1項の規定による届出の日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間又は日は実施期間に含めないものとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始休暇
- (3) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))
- (4) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (5) 工場製作品の製作期間で現場を閉所している期間
- (6) 休工日以外の現場の閉所日
- (7) 余裕期間
- (8) その他、発注者と協議し、実施期間に含めないとする期間

2 週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第4条 受注者は、契約から7日以内(日曜日、土曜日及び祝日を含む)に週休2日工事実施届(様式1)により発注者に届け出る。

2 前項の規定により週休2日工事を実施するとした受注者は、実施期間中の休工日においては次のとおりとする。

- (1) 現場作業、書類の作成及び整理等、当該工事に関する作業を行わないこととする。
 - (2) 下請けを含む労働者に対し、休日を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導する。
- 3 受注者は、次に掲げる理由により休工日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者にその理由を報告し、休工日を別の日に振り替えることができる。ただし、休工日を起算日として前後2週間を超えて振り替える場合は、休工日に含めないものとする。

- (1) 第三者への損害及び生活環境への影響等の解決に対応するため
- (2) 現場特性に対応するため
- (3) 雨天等天候の理由により休工日以外の日を休工としたため
- 4 受注者は、前月の休工日の取得実績(以下「取得実績」という。)を休工日取得実績書(様式2)により当月の15日までに発注者に報告する。
- 5 受注者は、次に掲げる書面により工事完成予定日の3週間前までに発注者に報告する。
 - (1) 前項に規定する取得実績の報告を行っていない取得実績及び工事完成予定日までの休工日取得見込を記載した休工日取得実績書(様式2)
 - (2) 前項の取得実績並びに前号の取得実績及び休工日取得見込その他必要事項を記載した週休2日工事実績報告書(様式3)
- 6 受注者は、工事完成届の提出とあわせ、前項第3号に規定する週休2日工事実績報告書(様式3)の作成日の翌日から工事完成日までの取得実績を休工日取得実績書(様式2)により発注者に報告する。
- 7 受注者は、週休2日工事を実施する場合には、現場内にその旨を周知する掲示物を掲載する。

記載内容(例) 用紙はA3以上とする

週休2日工事
 この工事では、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日を確保した工事の施工に取り組んでいます。
 受注者 株式会社〇〇建設

(達成状況)

第5条 週休2日の達成状況は、次式を用いて算出した月単位の現場閉所率により、別表第1のとおりとする。なお、式中の「各月の対象日数」は、各月の第3条に定める期間とする。また、第4条第2項の規定による振り替え後の休工日が前月又は次月となる場合でも当月の休工日とする。

$$\text{月単位の現場閉所率} = \frac{\text{各月の休工日}}{\text{各月の対象日数}}$$

(工事評価)

- 第6条 前条の達成状況が4週8休となる場合、工事評価にて評価をする。
- 2 発注者は、受注者が休工日の確保が出来なかった場合、そのことによる改善指示及び工事評価における減点等のペナルティーを科さないものとする。
- 3 工事評価を行わない工事については、第1項は適用しない。

(費用の計上)

第7条 本工事において、週休2日工事を実施するとした場合は、設計変更により、次条に定める達成状況に応じた費用を計上する。

(費用の算定方法)

第8条 週休2日の取得に要する費用の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 別表第2の補正対象に、達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。
- (2) 土木工事標準単価及び市場単価は別表第3に定める達成状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

附 則

この特記仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和4年8月12日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年7月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

達成状況	月単位の現場閉所率
4週8休	全ての月で28.5%以上

別表第2(第8条関係)

補正対象	補正係数
	月単位
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.03
現場管理費(率分)	1.05

※労務費のうち工場製作工に関する労務単価(製作工(橋梁))(週休2日補正

の対象外) 及び橋りょう塗装工(週休2日補正の対象外)) 及び設計業務委託等技術者単価(理事・技師長、主任技師、技師(A)、技師(B)、技師(C)、技術員、主任技術者、製図工(図工)、地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員、測量主任技師、測量技師、測量助手、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量補助員及び測量船操縦士)は、補正の対象外

別表第3(第8条関係)

土木工事標準単価

名称	区分	補正係数
		月単位
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
排水構造物工		1.04
コンクリートブロック積工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物取壊工	機械	1.03
	人力	1.04

市場単価

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路附属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02

吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01

※下水道用設計標準歩掛表の市場単価は、下水道用設計標準歩掛表の補正係数を適用する。

(様式1)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名 称
代 表

週休2日工事実施届

週休2日工事の実施について、次のとおり届け出します。

工 事 名	
週休2日工事の実施※	実施します ・ 実施しません
週休2日工事を実施する とした場合の週休2 日の確保に向けた実施 方法	

※いずれかに○印をしてください。

(様式2)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代 表

休工日取得実績書

工事名	
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月分

日	曜日	休工日	備考	日	曜日	休工日	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

当月の土曜日・日曜日の日数	当月の休工日
日	日

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{当月の休工日}}{\text{月の日数} - \text{祝日等の実施期間に含めない日数}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} = \text{\%}$$

※備考欄には、休工日を取得できなかった理由及び振替日を記入してください

※現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合、月単位の現場閉所率を達成しているものとみなす。

※当月に該当する実施期間が短い等の理由により休工日が発生しない場合には、現場閉所率の算出は不要です。

(様式3)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

週休2日工事実績報告書

週休2日工事の実績について、次のとおり報告します。

工事名			
年月	達成状況	年月	達成状況
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

※達成状況の欄には、各月に提出した休工期取得実績書の現場閉所率が28.5%以上又は現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工期を取得している場合には「○」、現場閉所率が28.5%に満たない場合には「×」、実施期間が短い等の理由により休工期が発生しなかった場合は現場閉所率の欄を「-」と記載する。

26. 週休2日工事に関する共通特記仕様書【受注者希望方式】〔補正なし〕

(趣旨)

第1条 本仕様書は、工事現場において週休2日を確保した工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるもの。

(工事現場における週休2日)

第2条 工事現場における週休2日とは、一週間のうち日曜日及び土曜日を現場の閉所日(以下「休工日」という。)とすることをいう。ただし、休工日は発注者との協議により、一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。

2 前項の任意の2日間は、予め曜日を定めるものとする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、次条第1項の規定による届出の日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間又は日は実施期間に含めないものとする。

(1) 夏季休暇

(2) 年末年始休暇

(3) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。))

(4) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(5) 工場製作品の製作期間で現場を閉所している期間

(6) 休工日以外の現場の閉所日

(7) 余裕期間

(8) その他、発注者と協議し、実施期間に含めないとする期間

2 週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

(実施方法)

第4条 受注者は、契約から7日以内(日曜日、土曜日及び祝日を含む)に週休2日工事実施届(様式1)により発注者に届け出る。

2 前項の規定により週休2日工事を実施するとした受注者は、実施期間中の休工日においては次のとおりとする。

(1) 現場作業、書類の作成及び整理等、当該工事に関する作業を行わないこととする。

(2) 下請けを含む労働者に対し、休日を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導する。

3 受注者は、次に掲げる理由により休工日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者にその理由を報告し、休工日を別の日に振り替えることができる。ただし、休工日を起算日として前後2週間を超えて振り替える場合は、休工日に含めないものとする。

(1) 第三者への損害及び生活環境への影響等の解決に対応するため

- (2) 現場特性に対応するため
- (3) 雨天等天候の理由により休工日以外の日を休工としたため
- 4 受注者は、前月の休工日の取得実績(以下「取得実績」という。)を休工日取得実績書(様式2)により当月の15日までに発注者に報告する。
- 5 受注者は、次に掲げる書面により工事完成予定日の3週間前までに発注者に報告する。
 - (1) 前項に規定する取得実績の報告を行っていない取得実績及び工事完成予定日までの休工日取得見込を記載した休工日取得実績書(様式2)
 - (2) 前項の取得実績並びに前号の取得実績及び休工日取得見込その他必要事項を記載した週休2日工事实績報告書(様式3)
- 6 受注者は、工事完成届の提出とあわせ、前項第3号に規定する週休2日工事实績報告書(様式3)の作成日の翌日から工事完成日までの取得実績を休工日取得実績書(様式2)により発注者に報告する。
- 7 受注者は、週休2日工事を実施する場合には、現場内にその旨を周知する掲示物を掲載する。

記載内容(例) 用紙はA3以上とする

週休2日工事

この工事では、建設業の働き方改革を推進するため、週休2日を確保した工事の施工に取り組んでいます。

受注者 株式会社□□建設

(達成状況)

第5条 週休2日の達成状況は、次式を用いて算出した月単位の現場閉所率により、別表第1のとおりとする。なお、式中の「各月の対象日数」は、各月の第3条に定める期間とする。また、第4条第2項の規定による振り替え後の休工日が前月又は次月となる場合でも当月の休工日とする。

$$\text{月単位の現場閉所率} = \frac{\text{各月の休工日}}{\text{各月の対象日数}}$$

(工事評価)

- 第6条 前条の達成状況が4週8休となる場合、工事評価にて評価をする。
- 2 発注者は、受注者が休工日の確保が出来なかった場合、そのことによる改善指示及び工事評価における減点等のペナルティーを科さないものとする。
 - 3 工事評価を行わない工事については、第1項は適用しない。

附 則

この特記仕様書は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この特記仕様書は、令和3年1月7日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年7月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

達成状況	月単位の現場閉所率
4週8休	全ての月で28.5%以上

(様式1)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名 称
代 表

週休2日工事実施届

週休2日工事の実施について、次のとおり届け出します。

工 事 名	
週休2日工事の実施※	実施します ・ 実施しません
週休2日工事を実施する とした場合の週休2 日の確保に向けた実施 方法	

※いずれかに○印をしてください。

(様式2)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代 表

休工日取得実績書

工事名	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月分

日	曜日	休工日	備考	日	曜日	休工日	備考
1				1 7			
2				1 8			
3				1 9			
4				2 0			
5				2 1			
6				2 2			
7				2 3			
8				2 4			
9				2 5			
1 0				2 6			
1 1				2 7			
1 2				2 8			
1 3				2 9			
1 4				3 0			
1 5				3 1			
1 6							

当月の土曜日・日曜日の日数	当月の休工日
日	日

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{当月の休工日}}{\text{月の日数} - \text{祝日等の実施期間に含めない日数}} = \frac{\text{日}}{\text{日}} = \text{\%}$$

※備考欄には、休工日を取得できなかった理由及び振替日を記入してください

※現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合、月単位の現場閉所率を達成しているものとみなす。

※当月に該当する実施期間が短い等の理由により休工日が発生しない場合には、現場閉所率の算出は不要です。

(様式3)

令和 年 月 日

相模原市長 宛

所在地
受注者 名称
代表

週休2日工事実績報告書

週休2日工事の実績について、次のとおり報告します。

工事名			
年月	達成状況	年月	達成状況
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	
年 月		年 月	

※達成状況の欄には、各月に提出した休工日取得実績書の現場閉所率が28.5%以上又は現場閉所率が28.5%に満たないが当月の土曜日・日曜日の日数以上に休工日を取得している場合には「○」、現場閉所率が28.5%に満たない場合には「×」、実施期間が短い等の理由により休工日が発生しなかった場合は現場閉所率の欄を「-」と記載する。

27. 相模原市現場環境改善実施に関する共通特記仕様書

(目的)

第1条 相模原市発注の公共工事において、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を実施するために必要な事項を定めるものである。

(実施方法)

第2条 受注者は、現場環境改善の実施にあたり別表第1に掲げる計上費目について、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。

2 実施する内容は発注者が指定し、発注者が指定していない場合は、受注者が実施する内容を選定し、監督員と協議の上決定すること。また、選択する計上費目は、現地状況や工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。

3 受注者は、前項により決定した実施する内容及び次式により算出された額を目安に実施に要する費用について施工計画書に記載することにより、発注者へ報告する。

目安とする額＝（契約額÷予定価格）×予定価格に含まれる現場環境改善費

4 発注者は、施工計画書に記載された内容及び実施に要する費用の妥当性を確認する。

5 受注者は、施工計画書に記載した実施内容等について、監督員と協議の上、内容等を変更することができる。

6 受注者は、実施した結果が確認できる写真、書面及び実施に要した費用について別紙現場環境改善費に関する実施報告書を打合せ書に添付し発注者へ報告する。

7 発注者は、受注者より報告のあった実施した結果を確認する。

(工事評価)

第3条 現場環境改善に関して実施した内容は、工事評価の対象としない。

(費用の計上)

第4条 現場環境改善に要する費用は、相模原市土木工事標準積算基準書により算出した費用を予定価格に予め計上している。

2 受注者の責による理由で実施する内容が1項目以上実施できなかった場合には、計上した費用の全てを減額する。

3 受注者の責によらない理由により実施できない項目があった場合には、実施できた項目についてその費用の妥当性を確認した上で、第2条第3項の目安とする額により算出した費用を上限に変更する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等), 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

(別紙)

現場環境改善費に関する実施報告書

工事名	
実施に要した費用（全体）	

実施した内容	実施に要した費用（円）
現場環境改善 （仮設備関係）	<input type="checkbox"/> 1. 用水・電力等の供給設備
	<input type="checkbox"/> 2. 緑化・花壇
	<input type="checkbox"/> 3. ライトアップ施設
	<input type="checkbox"/> 4. 見学路及び椅子の設置
	<input type="checkbox"/> 5. 昇降設備の充実
	<input type="checkbox"/> 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	<input type="checkbox"/> 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
	<input type="checkbox"/> 2. 労働者宿舎の快適化
	<input type="checkbox"/> 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室）
	<input type="checkbox"/> 4. 現場休憩所の快適化
	<input type="checkbox"/> 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	<input type="checkbox"/> 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
	<input type="checkbox"/> 2. 盗難防止対策（警報機等）
	<input type="checkbox"/> 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	<input type="checkbox"/> 1. 完成予想図
	<input type="checkbox"/> 2. 工法説明図
	<input type="checkbox"/> 3. 工事工程表
	<input type="checkbox"/> 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）
	<input type="checkbox"/> 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
	<input type="checkbox"/> 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
	<input type="checkbox"/> 7. パンフレット・工法説明ビデオ
	<input type="checkbox"/> 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）
	<input type="checkbox"/> 9. 社会貢献

※実施状況写真及び必要に応じて説明資料を添付すること

28. 土木工事完成図書の簡素化に関する共通特記仕様書

第1条 本工事を土木工事完成図書の簡素化の対象工事とする

第2条 簡素化対象図書及びその扱いについては、以下のとおりとする。

- 1) 施工計画書には次の事項を記載する。
 - (1) 計画工程表
 - (2) 安全管理
 - ア. 安全衛生管理計画（組織表のみ）
 - イ. 免許・資格等一覧表
 - (3) 施工方法
 - (4) 施工管理
 - (5) 緊急時の体制及び対応表
 - (6) 交通管理及び道路使用許可書の添付
- 2) 出来形管理表、出来形管理図表の作成は不要とする。ただし、施工管理の出来形寸法の管理においては、寸法の測定を定められた密度で実施し、出来形管理写真として整理する。
- 3) 工事材料の品質管理資料は、監督員の検査(確認を含む)を受けて使用すべきものと指定された場合に提出する。
- 4) 本工事の工期が60日未満である場合は、履行報告書の提出を不要とする。

第3条 受注者は土木工事完成図書の簡素化により、工事目的物の品質の低下を招くような事のないよう、工事を適正に施工し管理すること。

第4条 この仕様書により難しいものは、発注者と受注者とで協議し、打合せ議事録等を整備する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

29. 局地的大雨に対する安全対策共通特記仕様書

1 安全管理計画の施工計画書等への明記

受注者は、局地的な大雨による増水に備えるため、以下の（１）から（４）の内容を安全管理計画として記載する安全管理計画を明記した施工計画書等を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

- （１）現場特性の事前把握
- （２）工事等の中止基準・再開基準の設定
- （３）迅速に待避するための対応
- （４）日々の安全管理の徹底

2 現場特性の事前把握

受注者は下水道管渠内工事等の着手前には、当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。

3 工事等の中止基準・再開基準の設定

受注者は、局地的な大雨に対する安全対策としては、下水道管渠内水位が急激に上昇するような降雨時に、下水道管渠内での工事等を行わないとする中止基準を設定すること。

受注者は、発注者が定める標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定するとともに、工事等開始後には、中止基準を補完する情報も活用し、的確に中止の判断を下すこと。また、工事等を再開する際の基準についても設定すること。

4 迅速に退避するための対応

受注者は、工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、あらかじめ退避時の対応方策について、具体的な内容を定めておくこと。

5 日々の安全管理の徹底

受注者は工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。

※ 3で言う、発注者が定める標準的な中止基準は次のとおり。

- ① 当該作業箇所又は上流部の洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ② 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。

30. 管布設における規格値に係る共通特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する下水道工事にかかる「相模原市土木施工管理基準」のうち、次の工種及び測定項目における第2条の範囲に適用する。

(1) 工種

管きょ工（開削）の管布設（自然流下管）

(2) 測定項目

「勾配」及び「延長 ℓ 」

「相模原市土木施工管理基準」より抜粋

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準
V	1	3	3		管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。
						幅 B	-50	
			4	1	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。
						中心線の変位（水平）	±50	
						勾配	±20%	延長 ℓ はマンホール間を測定する。
延長 ℓ	- ℓ /500かつ -200							
		総延長 L	-200					

(規格値)

第2条 測定項目に係る規格値は次のとおりとする。

(1) 勾配

適用範囲 : 「スパン延長が10m以下」

規格値 : 「0%を超える勾配」

(2) 延長 ℓ

適用範囲 : 「スパン延長が15m以下」

規格値 : 「-30mm」

附 則

本特記仕様書は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から適用する。